

改正

平成20年6月26日条例第23号

平成20年12月19日条例第40号

平成21年3月25日条例第12号

平成23年12月26日条例第34号

平成30年12月19日条例第46号

令和元年10月1日条例第17号

令和元年12月24日条例第26号

令和4年3月23日条例第2号

三次市における法令遵守の推進等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 不当要求行為等の対策（第6条—第18条）

第3章 内部公益通報者の保護（第19条—第31条）

第4章 外部公益通報者の保護（第32条—第41条）

第5章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市及び職員への不当要求行為等の対策及び公益通報者の保護をし、法令遵守の確保を図ることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、透明で公正な市政運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次に掲げるところによる。

- （1）「職員」とは、市の職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する一般職に属する職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。）をいう。
- （2）「不当要求行為等」とは、次に掲げる行為をいう。
 - ア 不当な手段により、市に対し違法又は不適正な行為を要求すること。

イ 社会的常識を逸脱した手段により，市の適正な業務の遂行に著しい支障又は職員の対応が困難となる状況を生じさせること。

(3) 前号アの「不当な手段」とは，次に掲げる行為をいう。

ア 暴力行為

イ 脅迫行為

ウ 正当な理由なく職員に面会を強要する行為

エ 粗野又は乱暴な言動により，職員に不安を抱かせる行為

オ 書面，街宣行動等により公務の執行を妨害する行為

カ 自らの権限又は地位を利用し，影響力を不当に行使して，職員に対し職務上の行為をし，又はしないことを求める行為

キ その他，庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに市の事務事業の遂行に支障を生じさせる行為

(4) 第2号アの「違法又は不適正な行為」とは，次に掲げる行為をいう。

ア 許認可等市が行う処分に関し，特定の者に対して，不当に優先的な取扱いをし，若しくは利益を与え，又は不当に不利な取扱いをし，若しくは不利益を与える行為

イ 入札の公正を害する行為又は公正な契約事務の確保に関して不適當な行為

ウ 法令等に違反し，債務の全部若しくは一部の免除又は履行を猶予する行為

エ 合理的な理由に基づかない機関紙，図書その他の物品の購入又は補償金，寄附金，賛助金その他名目の如何を問わず金品等の供与を要求する行為

オ 任用（職員の採用，昇任，降任又は転任をいう。）の公正を害する行為

カ その他，法令等の規定に違反する行為

(5) 第2号イの「社会的常識を逸脱した手段」とは，次に掲げる行為を日常的又は継続的に反復することをいう。

ア 客観的に対応又は回答不能な質問，要求又は意見の提示

イ 制度として確定している事項に対する要求及び抗議

ウ 市が当事者となり得ない事項に対する質問及び要求

エ 職務との関係を装い，職員に付きまとうこと。

(6) 「公益通報」とは，公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公益通報をいう。

(7) 「労働者」とは，法第2条第1項各号に規定する労働者，労働者であった者，派遣労働者，

派遣労働者であった者又は役員（法第9条に規定する一般職の国家公務員等を含む。）をいう。

(8) 「公益通報者」とは、法第2条第2項に規定する者をいう。

(9) 「通報対象事実」とは、法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。

(10) 「市の機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に基づいて設置される市の執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって、法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(11) 「法令所管課」とは、法別表に掲げる法律の規定に基づき、通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限（以下「処分等の権限」という。）を有する市の機関のうち、当該処分又は勧告に係る事務を所管する課等をいう。

（公益通報従事職員の義務）

第3条 公益通報の事務に従事する職員は、公益通報者が、第三者から特定されないよう十分に配慮するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後についても、同様とする。

2 公益通報を受けた事案について特別の利害関係を有する職員は、当該公益通報に係る事務に関与してはならない。

（公益通報者の責務）

第4条 公益通報者は、客観的かつ具体的な根拠に基づき、次に掲げる事項を明らかにして誠実に通報を行うよう努めなければならない。

(1) 発生日時

(2) 発生場所

(3) 通報対象事実の具体的な内容

(4) 通報対象事実を裏付ける証拠等及びその具体的な内容

2 公益通報者は、書面、電話、ファクシミリ、電子メール又は面談により通報するものとし、原則として実名によるものとする。ただし、通報対象事実があることについて客観的に証明できる資料がある場合は、実名によらないことができる。

（公益通報審査会）

第5条 公益通報に関する受付、調査、審査等を行うため、三次市公益通報審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員3人で組織する。

- 3 委員は、弁護士等法令に関し専門的知識を有する者及び学識経験を有する者のうちからあらかじめ議会の同意を得て市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。
- 8 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることはない。
- 9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害のある事件については、受付、調査、審査等を行うことができない。
- 10 審査会の会議は、委員全員の出席をもって開くものとする。ただし、やむを得ない事情のある場合は、この限りでない。
- 11 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開とすることができる。
- 12 審査会の庶務は、総務部総務課（以下「総務課」という。）において処理する。

第2章 不当要求行為等の対策

（対策責任者の指定）

第6条 不当要求行為等による被害を防止するために必要な措置をとるとともに、警察等関係機関との連絡調整を的確に行うため、課及びこれに相当する組織（以下「課」という。）に不当要求行為等対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置き、当該課の長をもって充てる。

（対策責任者の責務等）

第7条 対策責任者は、課における不当要求行為等を防止して公正な市の業務執行を推進するため、次に掲げる事項を積極的に取り組まなければならない。

- （1） 職員の公正な職務遂行の確保及び職務遂行に対する適切な指導監督
- （2） 不当要求行為等に屈しない職場づくりに向けた職員の意識改革の推進
- （3） 次条に規定する職員の責務等について職員に周知し、実践するための指導
- （4） 不当要求行為等の対策に関する課内研修の実施
- （5） 不当要求行為等が発生し、又はそのおそれのある場合における所属の上司、関係部署及び警察等関係機関との緊密な連携

(6) 前各号に掲げるもののほか、課が不当要求行為等に対してき然と対応していくために必要かつ効果的な対策の推進

2 対策責任者は、不当要求行為等が発生し、又は発生のおそれのあることを認知した場合は、部局の長に必要な報告を行うとともに、当該不当要求行為等の対象となり、又は対象となるおそれのある職員及び関係職員とともにその対応に当たるものとする。

3 対策責任者は、部局の対応方針を決定した場合は、速やかに不当要求行為等を所定の報告書により、三次市不当要求行為等防止対策委員会の委員長に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告を行い、後に報告書により報告をすることができるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、不当要求行為等を防止して公正な市の業務執行を推進するため、職務の遂行に当たっては、市民等に対し、常に業務内容の説明ができるよう整理しておかなければならない。

2 職員は、不当要求行為等があった場合は、これを拒否するなどき然とした対応をしなければならない。

3 職員は、不当要求行為等があった場合は、直ちに課の上司及び対策責任者に報告しなければならない。ただし、当該不当要求行為等が自己又は関係職員の身体の安全に対する急迫な違法手段による場合には、直ちに警察に緊急通報を行うなど、適切な措置を講じた後に報告するものとする。

4 職員は、不当要求行為等があった場合又はそのおそれのある場合において、上司及び対策責任者に報告をすることが困難であるときは、自ら危機管理監危機管理課長（以下「危機管理課長」という。）に対して相談又は協議することができるものとする。

5 前2項の規定は、自己以外の職員が不当要求行為等を受けていることを認知した職員についても、適用する。

(防止対策委員会の設置)

第9条 不当要求行為等に係る事案に適切に対処するため、三次市不当要求行為等防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を設置する。

(防止対策委員会の所掌事務)

第10条 防止対策委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不当要求行為等に関する実態の把握
- (2) 対応体制及び対応方針の協議及び決定
- (3) 関係機関との連絡調整

- (4) 不当要求行為等を未然に防止するために必要な事務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事務
(防止対策委員会の組織)

第11条 防止対策委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、三次市副市長の事務分担に関する規則（平成20年三次市規則第34号）（以下この項において「事務分担規則」という。）第2条第1号に掲げる副市長をもって充て、副委員長は、事務分担規則第2条第2号に掲げる副市長をもって充て、委員は、教育長、三次市行政組織規則（平成16年三次市規則第3号）第6条に規定する部長等、市立三次中央病院病院長、市民病院部事務部長、議会事務局長、教育委員会教育次長及び三次市支所設置条例施行規則（平成16年三次市規則第5号）第3条に規定する支所長をもって充てる。

(防止対策委員会の顧問)

第12条 防止対策委員会に顧問を置き、三次警察署刑事課長の職にある者をもって充てる。

- 2 顧問は、防止対策委員会の要請に応じて会議に出席して意見を述べることができる。

(防止対策委員会委員長の職務)

第13条 委員長は、会務を総理し、防止対策委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 第7条第3項に規定する報告を受けた委員長は、直ちに対策責任者に対し当該不当要求行為等に関する実態把握を命じ、その内容を任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）に報告するものとする。
- 4 委員長は、前項の規定による報告が、職員の個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）である場合は、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、個人の権利を不当に侵害することのないよう努めなければならない。

(防止対策委員会の会議)

第14条 防止対策委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 防止対策委員会は、必要があると認めるときは、審査会又は委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(防止対策委員会の庶務)

第15条 防止対策委員会の庶務は、危機管理監危機管理課において処理する。

(対応結果の報告等)

第16条 防止対策委員会は、不当要求行為等に係る事案の対応結果について、速やかに所定の報告書により、市長に報告しなければならない。

(職員への配慮等)

第17条 任命権者は、職員が第8条第3項による報告又は第4項による相談又は協議を行ったことにより、当該職員が正当な理由なく不利益な取扱いを受けることがないように必要な配慮を行うものとする。

2 任命権者は、職員が正当な職務行為に起因して、不当要求行為等の行為者等から個人として職場内外で不当に権利の侵害を受けることがないように必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、警察等関係機関及び顧問弁護士への連絡等の必要な援助を行うものとする。

(研修の実施等)

第18条 危機管理課長は、不当要求行為等の対策を適切に推進するため、防止対策委員会の意見を聴き、必要に応じて関係機関の協力を求めながら、職員に対する研修を効果的に行うものとする。

2 対策責任者は、職員が前項の研修を積極的に受講できるよう必要な配慮をするものとする。

第3章 内部公益通報者の保護

(内部公益通報窓口の設置)

第19条 職員（以下この章において「公益通報者」という。）からの公益通報を受け付ける窓口を総務課に設置する。

2 内部公益通報の窓口は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 公益通報の受付に関すること。

(2) 通報対象事実に係る事務を所掌する部署（以下「担当部署」という。）との連絡調整に関すること。

(3) 公益通報の相談に関すること。

3 公益通報は、総務課又は審査会（以下「内部公益通報窓口」という。）で受け付けることができる。

(違法通報者の処分等)

第20条 任命権者は、必要があると認めるときは、違法通報を行った者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

2 市長以外の任命権者は、違法通報を行った者の処分等を行ったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(公益通報の受付)

第21条 内部公益通報窓口が公益通報を受け付けるときは、公益通報者の氏名及び連絡先並びに公益通報の内容となる事実を把握するとともに、公益通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び公益通報者の秘密は保持される旨を当該公益通報者に説明するものとする。

2 内部公益通報窓口が公益通報を受け付けるときは、個室で面談する等公益通報者の秘密の保持に配慮するとともに、公益通報の内容の趣旨の確認に努めるものとする。ただし、通報された事実等の内容が、個人の正当な利益若しくは公共の利益を害するおそれのあるもの又は私的な理由若しくは不正な意図によるものと認められる場合は、これを受け付けない。

3 内部公益通報窓口が公益通報を受け付けたときは、速やかにその内容を、他の内部公益通報窓口へ報告しなければならない。

(公益通報の受理)

第22条 審査会が公益通報を受理すると決定したときは受理した旨を、不受理と決定したときは不受理とした旨及びその理由を総務課に報告し、遅滞なく公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

(調査の実施)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、通報された事実について調査するものとする。

2 審査会は、前項の規定による調査を担当部署の長その他委員長が指名する職員（以下「調査員」という。）に行わせることができるものとする。

3 前項に規定する調査員は、第1項の規定による調査を行うときは、他の者に公益通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

4 調査員は、調査が終了したときは、調査結果を審査会に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、審査会に提出するものとする。

(調査結果の報告等)

第24条 審査会は、前条の規定による調査結果の審議を行い、法令違反等の事実があると認められるときはその旨を、法令違反等の事実が認められなかったとき又は調査を尽くしても法令違反等の事実の存否が判明しないときはその旨を、市長に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、市長に提出するものとする。

2 市長は、他の任命権者に係る公益通報事案については、前項の調査結果を、当該調査結果の内容を証する資料とともに、当該任命権者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の調査結果に基づき、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮

しつつ、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

(是正措置等)

第25条 任命権者は、審査会の審議の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講じるとともに、必要があると認めるときは、関係者の懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

2 市長以外の任命権者は、是正措置等を講じたとき及び関係者の懲戒処分その他適切な措置をとったときは、直ちに市長に報告しなければならない。

3 市長は、是正措置等を講じたときは、その内容について、適切な法令執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による公益通報者及び通知を希望しない公益通報者に対しては、この限りでない。

4 前項に規定する通知は、前条第3項に規定する通知と併せて行うことができるものとする。

(是正措置等に係る実効性の確保)

第26条 任命権者は、公益通報に係る事案の処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たに是正措置等を講じるよう努めなければならない。

(公益通報者等の保護)

第27条 任命権者は、公益通報者又は公益通報に係る相談をした職員（以下「公益通報者等」という。）に対し、公益通報又は公益通報に係る相談（以下「通報又は相談」という。）をしたことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 任命権者は、公益通報者等に対し、通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱い等を行った者があれば、この者に対し、懲戒処分その他適切な措置をとらなければならない。この場合において、正当な理由がなく、通報又は相談に関する秘密を漏らした者についても、同様とする。

(公益通報者等への事後措置)

第28条 任命権者は、公益通報者等について、通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないか適宜確認するなど、公益通報者等の保護に係る適正な措置を講じなければならない。

(公表)

第29条 市長は、審査会から報告を受けた公益通報の主な内容について、適宜公表するものとする。

(研修等)

第30条 総務部総務課長は、公益通報の適正な実施を推進するため、職員に対する研修等必要な措置を講じるものとする。

(記録等の管理)

第31条 任命権者は、公益通報に係る記録及び関係資料について、公益通報者の秘密保持に配慮して、当該公益通報に係る事案の処理が終了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年間保存するものとする。

第4章 外部公益通報者の保護

(外部公益通報窓口の設置)

第32条 労働者（以下この章において「公益通報者」という。）からの公益通報を受け付ける窓口を総務課に設置する。

- 2 総務課において公益通報を受け付けるときは、所定の書式により受け付けるものとする。
- 3 公益通報者からの公益通報は、総務課のほか、審査会で受け付けることができる。
- 4 審査会で受け付けるときは、第2項に規定する書式を使用するものとする。

(通報対象の範囲)

第33条 通報対象の範囲は、次に掲げるものをいう。

- (1) 公益通報が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的によるものでないこと。
- (2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合であり、かつ、そのことを信じるに足りる相当の理由があること。

(外部公益通報の受付)

第34条 総務課又は審査会（以下「外部公益通報窓口」という。）は、書面、電話、電子メール又は面会のいずれかの方法により、公益通報を受け付けるものとする。

- 2 総務課で受け付けた通報は、審査会に報告する。

(公益通報者への通知)

第35条 審査会は、前条により受け付けた通報を公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、公益通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により受理した旨を公益通報者に通知したときは、速やかに総務課に報

告する。

3 外部公益通報窓口は、通報対象事実について市の機関が権限を有しないときは、公益通報者に対し権限を有する行政機関を、遅滞なく教示する。

4 審査会は、公益通報者への通知が特に必要がないと認められるときは、第1項の規定にかかわらず、通知を行わないことができる。

(調査)

第36条 審査会は、受理した通報対象事実について、関係者からの事情又は報告の聴取、書類の閲覧、現地の確認その他法令に基づく必要な調査を迅速かつ適切に行う。

2 前項の調査の実施に当たっては、適切な法令執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、関係者の人権が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。

(調査の進捗状況)

第37条 審査会は、調査の進捗状況について、公益通報者に対し、必要に応じて連絡するものとする。

(調査結果の通知)

第38条 審査会は、調査が終了したときは、速やかに当該調査の結果を取りまとめ、公益通報者に対しその結果を通知するとともに、総務課及び法令所管課に報告するものとする。

2 審査会は、公益通報者への通知が特に必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、通知を行わないことができる。

(調査結果に基づく措置)

第39条 審査会及び法令所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を講じるものとする。

(措置の通知)

第40条 審査会は、前条の規定により措置を講じたときは、その内容を、適切な法令執行の確保、利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、公益通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 審査会は、公益通報者への通知が特に必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、通知を行わないことができる。

(協力義務)

第41条 市の機関は、この章に規定する事務処理について、市の他の機関又は他の行政機関その他

公の機関から協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

- 2 通報対象事実が複数の法令に該当する等の理由により、処分等の権限を有する行政機関が複数ある場合においては、当該処分等の権限を有する行政機関は、連携して調査を行い、又は措置を講じるなど相互に緊密に連絡し、協力するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第2号で平成20年3月3日から施行)

附 則 (平成20年条例第23号)

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第40号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第12号)

この条例中、第1条の規定は、平成21年4月1日から、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第34号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月19日条例第46号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月1日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (令和元年12月24日条例第26号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日条例第2号)

この条例は、公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)の施行の日から施

行する。